

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 受託者は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 受託者は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 受託者は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、委託者の指示があるとき、又はあらかじめ委託者の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 受託者は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受託者は、委託業務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときは、この限りでない。

（資料の返還等）

第7 受託者は、委託業務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8 受託者は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。